

財務会計基準機構／企業会計基準諮問会議がのれんの非償却の導入に係る情報要請を公表し、利害関係者からの情報を求める

Point 1

なにが公表された？ 情報を求める目的は？

公益財団法人 財務会計基準機構／企業会計基準諮問会議は2026年4月1日に、情報要請「[のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更](#)」を公表しました。企業会計基準諮問会議は2025年7月から、日本基準にのれんの非償却を導入するというテーマ提案を企業会計基準委員会（ASBJ）にすべきか否かの審議を続けています（詳細は[3月13日のポイント解説](#)参照）。この審議に関係者から集めた追加情報を反映させるために、本情報要請が公表されています。

Point 2

情報要請がなされた経緯は？

企業会計基準諮問会議は、過去3回の審議と8回にわたる公聴会の実施によって、テーマ提案に関する判断に必要な情報は相当程度蓄積されたと考えました。しかし、本テーマには幅広い利害関係者が関心を寄せていることを踏まえ、慎重を期してプロセスを進めるために、追加的な情報がないかの確認を行うことを目的として、広く利害関係者に対して今回の情報要請を行うこととしました。

Point 3

どのような情報の提供が求められているのか？

本情報要請には、のれんの非償却の導入、のれんの償却と非償却の選択制の導入、のれん償却費計上区分の変更のそれぞれの論点について、審議のなかで把握された支持／不支持の理由が示されており、また、単体財務諸表への影響、会計基準を見直す場合の見直し範囲や開発期間も示されています。そのうえで、**提示されたもの以外の理由、観点や影響に関する情報がある場合に、それらの情報を提供（回答）するよう求めています。**



ここに注目！

- 本情報要請は、企業会計基準審議会がテーマ提案に関する判断を行うための材料として、これまで審議した内容に「**上乘せすべきもの**」があるか（追加検討が必要か）否かを判断するために行われています。そのため、「**のれんの非償却の導入等の賛否そのものに関するコメントを要請するものではない**」と位置付けられています。
- 本情報要請の質問項目に対するコメントは、**2026年6月5日（金）**まで、財務会計基準機構のウェブサイトの回答フォームから入力できます。